

「博物館法施行細則」の全部改正に関する  
意見公募について（意見公募要領）

「博物館法施行細則」の全部改正にあたり、広く市民の皆さまから御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月15日（水）まで

2 資料入手方法

教育委員会事務局生涯学習文化財課、市庁舎3階市民情報センター、各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行います。

3 意見提出方法

「意見提出用紙」に御記入の上、次のいずれかの方法により御提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ky-syobun@city.yokohama.jp

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 意見公募担当 あて  
メール件名に「意見公募」と記載してください。

(2) 郵送の場合

郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 意見公募担当 あて

(3) FAXの場合

送信先FAX番号：045-224-5863

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 意見公募担当 あて

#### 4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) 電話や口頭による御意見への対応はしておりませんので、あらかじめ御了承ください。

#### 5 お問合せ先

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 意見公募担当 あて

電話番号：045-671-3284

電子メールアドレス：ky-syobun@city.yokohama.jp